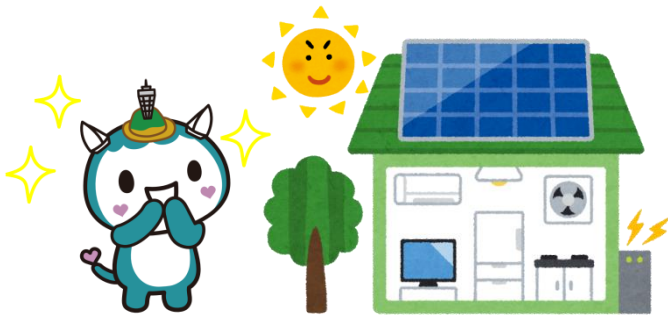


平成30年度

地球温暖化対策設備に関する補助事業のご案内

(太陽光発電システム・エネファーム・蓄電池・雨水貯留槽・電気自動車・燃料電池自動車)



藤沢市では、地球温暖化対策として、環境を保全するための設備投資に対して補助を行っています。

補助対象と補助金額

| | 対象 | 金額 | 予定件数 (申請開始時) | 備考 |
|---|------------------------|---------------------------------------|-----------------|---|
| 1 | 住宅用等太陽光発電システム設置費 | 個人住宅1kWあたり15,000円 (上限50,000円) | 170件 | 家庭用燃料電池システム(エネファーム)を同時設置する場合は50,000円を加算する。 |
| | | 分譲共同住宅等1kWあたり100,000円 (上限300,000円) | 1件 | 分譲共同住宅の共用部分に供給するものが対象。 |
| 2 | 家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費 | 1件50,000円 | 250件 | 補助対象は、国の補助制度に準ずる。 |
| 3 | 定置用リチウムイオン蓄電池設置費 | 1件50,000円 | 30件 | 補助対象は、国の補助制度に準ずる。 |
| 4 | 雨水貯留槽購入費 | 本体購入金額の1/2 (上限15,000円) | 40件 | 雨水を貯める容量が、100リットル以上600リットル以下のもの。 |
| 5 | 電気自動車(EV)の導入 | 1台100,000円 | 35件 | 自動車検査証の燃料の種類が「電気」のみの車両に限る(ガソリンを併用するものは対象外)。 |
| 6 | 燃料電池自動車(FCV)の導入 | 1台400,000円 | 3件 | 自動車検査証の燃料の種類が「圧縮水素」の車両。 |

※補助金は、すべて先着順になります。

※補助金の内容等詳細は、藤沢市ホームページ (<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>) 等で要綱をご覧ください。不明な点等は環境総務課(TEL 0466-50-3529)へお問い合わせください。また、現在の受付件数を確認したい場合は、随時件数が変わるため環境総務課へご連絡ください。



申請にあたっての注意!

この補助事業は、**事前申請**になります。**設置や購入等の前に申請**してください。また、設置・購入後は、期限内に**完了届の提出が必要**です。

補助金を受けることができる方

- ・工事着工前、または購入前であること。
- ・市税等に滞納がないこと。
- ・太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池については市内事業者を利用すること。

※この他にも補助対象によって条件があるため、必ず要綱をご確認ください。



受付期間

2018年（平成30年）4月2日（月）～2019年（平成31年）2月28日（木）

※受付期間であっても、先着順のため予算額に達した時点で終了となります。

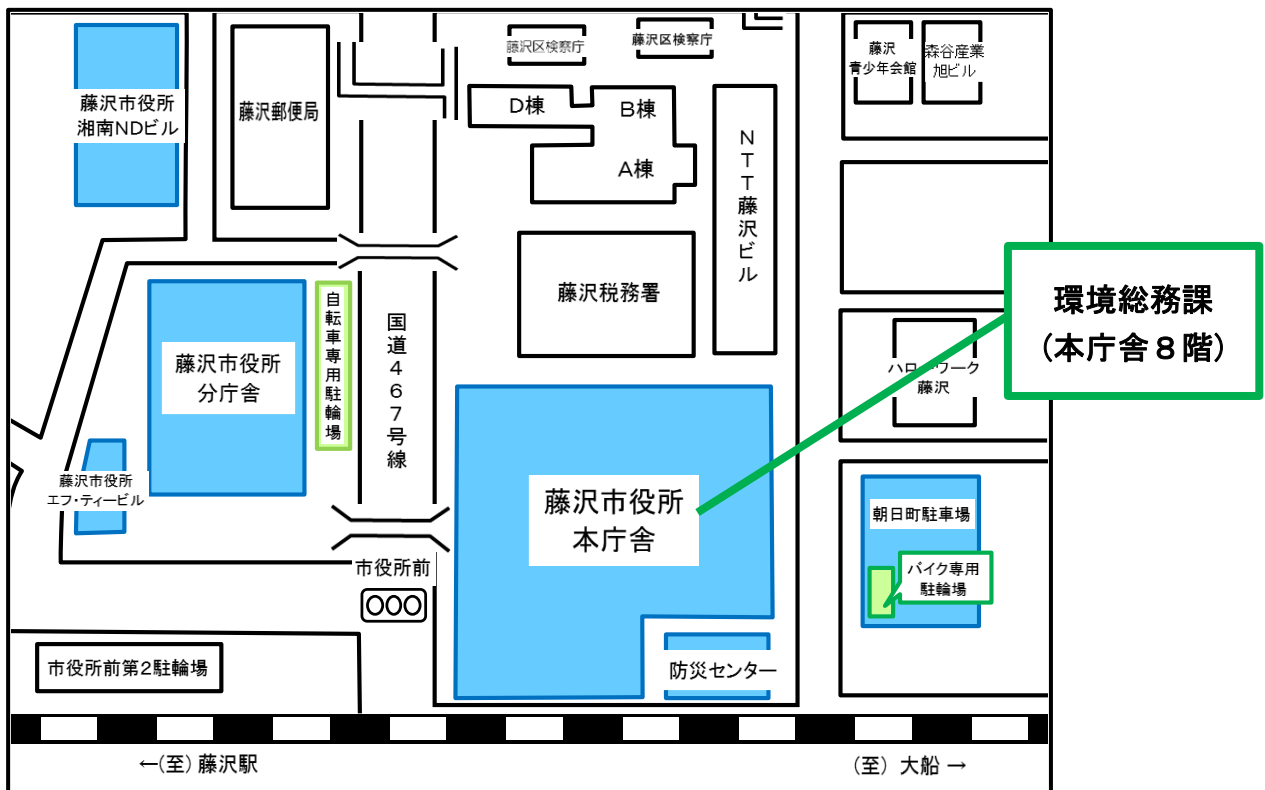
※変更（中止）承認申請書、完了届の最終提出期限は2019年（平成31年）3月20日（水）までとなります。

受付時間・場所

時間 午前8時30分～午後5時（ただし、土日祝日を除く）

場所 環境総務課（藤沢市朝日町1-1 本庁舎8階）

※各市民センター・公民館では受付ができません。



申請方法

申請書に必要事項の記入・押印の上、必要書類を添えて、受付場所にご持参ください。申請書は、環境総務課で配布しているものを使用するか、または藤沢市ホームページからダウンロードもできます。

なお、補助金の交付・不交付の決定には日数がかかります（目安として2週間程度）。設置・購入等の期間に余裕を持って申請を行ってください。

申請時に必要な書類

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----------------|---|---|---|---|--|---|
| 補助対象 | 住宅用等太陽光発電システム設置費 | 家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費 | 定置用リチウムイオン蓄電池設置費 | 雨水貯留槽購入費 | 電気自動車(EV)の導入 | 燃料電池自動車(FCV)の導入 |
| 必要書類 | 申請書(それぞれの要綱の第1号様式) | | | | | |
| | (1)住宅の場所を示す案内図 ★詳細な地図 | (1)住宅の場所を示す案内図 ★詳細な地図 | (1)住宅の場所を示す案内図 ★詳細な地図 | (1)見積書の写し ★本体価格がわかるもの ★新築に設置の場合は住宅の売買契約書等の写しも添付 | (1)見積書の写し ★申請者宛のもの ★リース事業者においては、リースする相手先が記載の当該補助金がリース料に反映された見積書及び貸与料金の算定根拠明細書の写し。 | (1)見積書の写し ★申請者宛のもの ★リース事業者においては、リースする相手先が記載の当該補助金がリース料に反映された見積書及び貸与料金の算定根拠明細書の写し。 |
| | (2)現況写真 ★既築の住宅に設置の場合、建物全景、設置予定場所等 | (2)現況写真 ★既築の住宅に設置の場合、建物全景、設置予定場所等 | (2)現況写真 ★既築の住宅に設置の場合、建物全景、設置予定場所等 | (2)申請者の住民票 ★3ヶ月以内のもの ★本籍・続柄・マイナンバーの記載がないもの | (2)個人…住民票 法人…法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ★住民票は3ヶ月以内のもの ★個人事業者の場合は前年の確定申告の写し又はそれに代わる証明 ★リース事業者は、リースする相手先のものを含む | (2)燃料電池自動車新規登録確約書 ★第1号様式別紙1 ★販売者からの確約書 |
| | (3)契約書の写し ★既築…工事請負契約書 ★新築…住宅の売買契約書等 | (3)契約書の写し ★既築…工事請負契約書 ★新築…住宅の売買契約書等 | (3)契約書の写し ★既築…工事請負契約書 ★新築…住宅の売買契約書等 | (3)案内図及び位置図又は見取り図 ★設置する場所がわかるもの | | |
| | (4)申請者の住民票 ★3ヶ月以内のもの ★本籍・続柄・マイナンバーの記載がないもの | (4)申請者の住民票 ★3ヶ月以内のもの ★本籍・続柄・マイナンバーの記載がないもの | (4)申請者の住民票 ★3ヶ月以内のもの ★本籍・続柄・マイナンバーの記載がないもの | (4)現況写真 ★既築の住宅に設置の場合、建物全景、雨どいの接続予定部分、設置予定場所等 | (3)案内図、位置図及び現況写真 ★導入する自動車の保管場所のもの | (3)個人…住民票 法人…法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 |
| | (5)最新の市民税納税証明書 ★本市に転入して間もない方、又は転入予定の方(前住所地で取得) | (5)最新の市民税納税証明書 ★本市に転入して間もない方、又は転入予定の方(前住所地で取得) | (5)最新の市民税納税証明書 ★本市に転入して間もない方、又は転入予定の方(前住所地で取得) | | | |
| その他必要書類 | | | | | | (4)案内図、位置図及び現況写真 ★導入する自動車の保管場所のもの |

※1については、個人住宅の場合になります。分譲共同住宅・自治会館等の場合は、事前にお問い合わせください。

※2については、1と同時申請する場合、(1)及び(3)～(5)の添付を省略できます。

※事業完了時にも、完了届(第5号様式)等書類の提出が必要です。

詳しくは、藤沢市ホームページ等で要綱をご覧いただき、環境総務課へお問い合わせください。

書類提出前のチェック

- 補助対象に誤りはありませんか？
(補助対象によって機器や容量が決まっている場合があります。)
- 申請書は、消えないペン(油性ボールペン等)で記入していますか？
(鉛筆・消えるボールペン等で記入されたものは受理できません。)
- 印鑑は朱肉を使って押印していますか？
(シャチハタ等で押印されたものは受理できません。)
- 必要書類はそろっていますか？
(補助対象によって異なる場合があります。同時に複数申請する場合もそれぞれの要綱をご確認ください。)
- 申請書の控えをとりましたか？
(申請いただいた書類は、原則お返しすることができません。)



申請から補助金交付までの流れ

申請書の提出

《 補助金の申請 》

☆2018年(平成30年)4月2日(月)から2019年(平成31年)2月28日(木)までの間、環境総務課にて先着順で受け付けします。

☆交付決定までに約2週間かかりますので、申請書は事業着手予定日の2週間以上前までに提出してください。

《 受理・審査 》

《 補助金交付決定 》

《 通知書を送付 》

☆交付等決定通知書(第2号様式)が届いてから、設置工事に着手してください。

☆システム等が変更になった場合は、工事着手前に変更承認申請書の提出が必要です。

完了届の提出

《 完了届の提出 》

☆補助事業完了後30日以内または2019年(平成31年)3月20日(水)のいずれか早い日までに提出してください。

《 受理・審査 》

～設置状況の確認をさせていただきます。～

《 請求書の提出 》

☆交付請求書(第6号様式)の提出してください。(完了届と同時に提出可)

《 受理・補助金の交付 》

☆約1ヵ月後に指定口座へ振り込みます。

重要! 「補助金交付申請書(第1号様式)」「完了届(第5号様式)」「交付請求書(第6号様式)」は、**同一の印鑑**をお願いします。

【補助金の詳細を確認したい・申請書をダウンロードしたい場合】

藤沢市ホームページ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>

トップページの検索メニューで

「地球温暖化対策設備に関する補助金」と入力し検索してください。



【問い合わせ先】

藤沢市役所 環境部 環境総務課 総務・温暖化対策担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 本庁舎8階

TEL 0466-50-3529 FAX 0466-50-8417

E-mail fj-kankyou-s@city.fujisawa.lg.jp

(発行 2018年(平成30年)4月)